

特定寄付信託（異動）申告書の記載要領等

- 1 特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託の収益の分配のうち一定のものについて、当該特定寄附信託契約の契約書の写しを添付し、当該特定寄附信託契約に係る特定寄附信託の受託者の営業所等を経由し、当該特定寄附信託の受託者の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出してください。

なお、特定寄附信託申告書に記載した居住者の氏名、住所若しくは居所又は個人番号を変更した場合には、遅滞なく、異動事項を記載した申告書を、当該特定寄附信託の受託者の営業所等を経由し、当該特定寄附信託の受託者の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出してください。

(注) 特定寄附信託契約とは、居住者が、信託会社との間で締結したその居住者を受益者とする信託契約で、その信託財産を特定寄附金のうち民間の団体が行う公益を目的とする事業に資する一定の寄附金として支出することを主たる目的とすること等の要件が定められているものをいいます。

- 2 各欄は、次により記載してください。

- (1) 該当する申告書の□にレ印を記載してください
- (2) 居住者の「氏名」及び「個人番号」等を記載してください。
- (3) (特定寄附信託申告書の場合)「特定寄附信託申告書の記載事項」を記載してください。
- (4) (特定寄附信託異動申告書の場合)「特定寄附信託異動申告書の記載事項」を記載してください。
- (5) 「受託者」の名称等を記載してください。